

要になるまで、委員会メンバーの3分の1までが政府によって指名される。

インド・マハラシュトラ協同組合法では、1961年特別法(第50—60条)が協同組合への政府の財政援助に当てられている。協同組合上級組織に対して政府は特別資金(国家共同資金)に払い込まれた無利息資金を利用することができる。この共同資金は上級組織が他の協同組合の出資金を取

得するときのみ使用できる。もし利子や配当がそのような出資金に支払われるならば、最初の貸付額が全額返却されるまでこの資金は国家共同資金に返却され、国家に払い戻される。

Hans-H. Munkner, Financing of Co-operative Societies : in Six Lectures on Co-operative Law, 1978.

研究所日誌

1994年8月

- | | |
|---|---|
| <p>1日 川崎市都市開発計画室、広報担当言叢社島氏、来所。</p> <p>2日 黄柳野高校の10月財団認可へ向け懇談。黄柳野高校神谷氏、小沢房生労働者協同組合理事、黒川俊雄理事長。</p> <p>3日 いま「協同」を問う'94全国集会、第1回実行委員会(名古屋市)。</p> <p>10日 事務局会議。</p> <p>11日 高齢者福祉研究プロジェクト第2回会議、新たに矢部正治氏(板橋自治研)が加わる(研究所)。</p> <p>12日 事務局会議。</p> <p>18日 高齢者福祉研究プロジェクト、事務局会議(研究所)。</p> <p>23日 神奈川ワーカーズ・コープ懇談会、手島繁一(横浜市)。</p> | <p>24日 東京都中小企業家同友会太田支部、研究会、講師：菅野正純。
所報『協同の発見』第29号、発行。</p> <p>25日 自治体問題研究所、池上洋通事務局長と懇談(浜松町・自治研)。</p> <p>26日 埼玉協同集会、事務局会議(研究所)。
第18回「労働組合運動と協同」研究部会、報告：東埼中小労組(明治大学)。</p> <p>29日 第1回拡大常任理事会。全国協同集会の意義と内容について。黄柳野高校の開校をめぐり取り組みについて(明治大学)。
研究会、報告：R. マーシャル氏「日本における労働者協同組合の体験」(同上)。</p> <p>30日 長野協同組合間懇談会。地域福祉計画中間報告について、内山哲朗理事(長野市)。</p> |
|---|---|

所報『協同の発見』へ自主的研究会の報告、情報等をお寄せ下さい

研究所の自主的研究会やその開催通知の掲載要領を下記の要領に定めました。

《自主的研究会の報告原稿について》 ①原稿は自主的に編集部へ送付することを基本とする。②原稿の締切日は発行月前月末日とする。所報の発行は毎月20日を目途とし、25日までに会員にとどくようにする。③投稿原稿の字数は、所報1頁ないし2頁分(1540字ないし3300字)を目途とする。

《自主的研究会等の催しの開催について》 ①前月末日までに連絡のあった通知については、所報に掲載する。ただし、所報の発行・会員への到着日について十分留意のこと。②なお別刷りの通知を当月15日までに事務局へ送付すれば、所報発送の際に同封する。